

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和元年5月20日提出

令和元年5月20日承認

藤岡市長 新 井 雅 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

藤岡市長 新 井 雅 博

平成30年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度藤岡市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年3月31日

藤岡市長 新井雅博

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 公共下水道費	1 公共下水道費	公共下水道建設事業	15,996